

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 01 大気汚染防止対策事業

[もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

01 大気汚染防止対策事業

施策

1 事業の目的

大気汚染を防止し、大気環境の浄化対策を進め、県民の健康保持及び生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

県内の大気環境は、光化学オキシダントを除いて環境基準を達成しており、おおむね清浄であるものの、光化学オキシダントは注意報発令レベルに近づいている。

3 事業の現状及び課題

(1)ばい煙調査事業

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物(VOC)排出施設等への立入検査を実施するとともに、その排出ガスを採取・測定し、排出基準の適否を確認・指導。

(2)大気汚染物質調査事業

大気汚染防止法に基づき、大気測定局において、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等について連続測定を実施。

平成24年度は新たにPM2.5測定装置を1基整備予定。

○測定局:鳥取保健所、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前

(3)有害大気汚染物質モニタリング事業

大気汚染防止法に基づき、健康リスクがある程度高いとされる「優先取組物質」のうち19物質について環境中の濃度を調査。

○調査地点:鳥取保健所、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前

○調査頻度:月1回(24時間連続採取)

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「大気汚染防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20415>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 02 石綿飛散防止対策事業

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

02 石綿飛散防止対策事業

施策

1 事業の目的

石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事、建築物への立入検査及び指導等を行い、石綿による県民への健康被害を未然に防止する。

2 事業の内容

- (1)平成17年6月、榊クボタが石綿による従業員の労働災害を公表し、その後、工場周辺の住民被害が明らかになる等、石綿による健康被害が大きな社会問題となった。
- (2)石綿は、日本国内で約1,000万t使用され、その大部分は建築材料に使用されており、耐用年数を迎えた建築物の解体等が、今後増加すると予想されている。
- (3)国では、大気汚染防止法等関係法令の改正及び「石綿被害救済法」の制定等が行われた。
- (4)鳥取県では、石綿含有材料を使用した建築物の管理及び解体等工事による県民への健康被害の防止を図るため、同年10月に「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」を制定した。また、不適正な解体等工事を防止するため、平成20年3月、同条例を改正し、「鳥取県石綿健康被害防止条例」とした。(平成20年10月施行)。

3 事業の現状及び課題

- (1)建築物の適正な解体等
石綿の除去等を伴う建築物の解体等工事への立入検査を行い、作業基準の遵守等を指導。
- (2)建築物における石綿の適正管理
吹付け石綿が使用されている多数の者が利用する建築物への立入検査を行い、適正な管理を指導。
- (3)環境中濃度の調査
環境大気中における石綿粉じんの飛散状況の実態を把握するため、調査を行う。

連絡先

生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「アスベスト対策」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20424>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 03 鳥取県における黄砂・大気粉じんの実態及び健康影響に関する基礎的調査研究

 [もどる](#)

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

03 鳥取県における黄砂・大気粉じんの実態及び健康影響に関する基礎的調査研究

施策

1 事業の目的

黄砂に含まれる喘息症状の悪化要因物質等の実態を把握し、人への健康影響に関する知見を得ることにより、黄砂による県民の健康被害予防に資する。

2 事業の内容

次の物質等の実態把握を進めている。

- 喘息症状の悪化要因となる物質
 - ・真菌(カビ)
 - ・エンドキシン(細菌の細胞壁の成分である毒素)
 - ・アクロレイン(有機化合物アルデヒドの一種)
- 化学成分(金属、イオン)

3 事業の現状及び課題

(1)現状

- 金属成分濃度の変動については東部、中部、西部でほぼ同様な変動を示した。
- 黄砂日に、喘息症状の悪化要因となるクラドスポリウム等の真菌、エンドキシンの濃度がいずれもやや高くなることを確認した。
- 金属アレルギーの原因物質とされるニッケル、クロム、コバルトのうち、ニッケル、クロムについてはこれまでに黄砂日での濃度が高くなることを確認していたが、新たにコバルトについても調査を行い、同様に黄砂日に濃度が上昇することを確認した。

(2)課題

黄砂の人体影響については、大学と連携して健康影響の解明に取り組んでいく必要がある。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 大気・地球環境室 電話0858-35-5414

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「地域環境の保全再生と活用に資する調査研究」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 04 騒音・振動・悪臭防止対策事業

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

04 騒音・振動・悪臭防止対策事業

施策

1 事業の目的

県民の生活環境の保全、快適環境の確保を図るため、騒音規制法等に基づき、常時監視を実施するとともに、各規制地域・規制基準の見直し、環境基準の類型指定の検討を行う。

2 事業の内容

依然として県民からの騒音、悪臭等に関する苦情が寄せられている。

3 事業の現状及び課題

- (1) 騒音防止対策
騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行に関し、市町村を支援する。
- (2) 自動車騒音常時監視
- (3) 航空機騒音調査
 - ・鳥取空港周辺調査(3地点:2回/年)
 - ・美保飛行場周辺調査(3地点:4回/年、1地点:通年)
- (4) 振動防止対策
振動規制法の事務に関し、市町村を支援する。
- (5) 悪臭防止対策
悪臭防止法の事務に関し、市町村を支援する

連絡先

生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「騒音・振動・悪臭の防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20425>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 05 県内における放射性物質の分布状況等に関する調査研究

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

05 県内における放射性物質の分布状況等に関する調査研究

施策

1 事業の目的

原子力発電所などの事故による県内への放射性物質の影響を把握するため、通常時における県内の土壌などを調査する。

2 事業の内容

- 県内をメッシュに区分し、メッシュ毎に次の調査を行う。
表層土壌、空間放射線量率、植物(松葉など)、大気浮遊じん(東部、中部、西部の3地点)
- 結果をもとに放射線量分布マップを作成する。

3 事業の現状及び課題

- 現状での県内の広域的な放射性物質の状況の把握は未だ実施されていない状況

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 大気・地球環境室 電話0858-35-5414

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「地域環境の保全再生と活用に資する調査研究」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 06 水質汚濁防止対策事業

 [もどる](#)

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

06 水質汚濁防止対策事業

施策

1 事業の目的

工場及び事業場からの排水の公共用水域への排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、県民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

(1) 特定事業場の立入調査

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場への立入検査を実施するとともに、その排水を採取・測定し、排出基準の遵守を確認・指導。

(2) 公共用水域等水質調査

水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域における生活環境項目、健康項目等の水質検査を実施し、公表。

3 事業の現状及び課題

平成24年6月1日付け改正水濁法の施行に伴い、鳥取県公害防止条例の水質の汚濁に関する規制について、その反映を行うことが課題となっている。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 07 天神川流域下水道事業

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

07 天神川流域下水道事業

施策

1 事業の目的

下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

2 事業の内容

- 水処理施設改築工事(土木・建築)
- 水処理施設等長寿命化計画策定業務委託
- 幹線管渠防食工事
- 幹線管渠点検調査委託

3 事業の現状及び課題

(1)昭和40年代前半に東郷池の水質汚濁が著しく進行したことから、将来の水産資源や観光資源などを考え、行政区域にとられないで効果的に整備できる「天神川流域下水道」として、昭和46年度から調査を開始、昭和48年度から事業を行い、昭和59年1月20日供用を開始した。

(2)汚水の終末処理施設である天神浄化センターの全体計画処理能力は4万m³/日であり、現在3.2万m³/日の処理能力を有している。

また、関連市町の整備する下水管渠を接続するための流域幹線管渠は、平成9年度に全て(延長28.6km)完了している。

(3)人口減少などといった社会情勢の変化に伴う施設規模の見直しが必要であり、また、多くの施設で老朽化に伴う改築更新時期にきていることから、全体をみとおした計画の策定を進めている。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「下水道整備」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=92899>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 08 浄化槽の設置推進

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

08 浄化槽の設置推進

施策

1 事業の目的

公共用水域等及び生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置推進及び維持管理の徹底を図る。

2 事業の内容

(1)市町村への財政的支援による浄化槽の整備の推進

- ・浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助している市町村に対し、その費用の一部を補助する。(市町村が補助する額の1/2)
- ・市町村が自ら設置を行う事業に要する経費を基金として造成する市町村に対し、その費用の一部を補助する。(設置費の5%)

(2)浄化槽の適正管理の指導

- ・浄化槽管理者への適正管理(保守点検・清掃・定期検査)の啓発
- ・指導事務の市町村への権限移譲の推進

3 事業の現状及び課題

(1)鳥取県の生活排水処理施設の整備状況は90.7%(平成22年度末現在)であり、100%を目標に各市町村等が整備を進めている。家屋間距離が大きい山間部などにおいては、経済的に有利となる浄化槽の整備が必要。

(2)浄化槽が機能を発揮するためには、適正な維持管理が必要であるが、県内の保守点検の実施率が70.8%(平成22年度実績)と低迷しており、適正管理指導事務を市町村へ移譲するなど指導監督体制の見直しを図っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「浄化槽とは」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 09 農業集落排水事業

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

09 農業集落排水事業

施策

1 事業の目的

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 汚水処理施設の整備
- (2) 管路施設の整備 など

3 事業の現状及び課題

- (1) 農業集落排水施設は、農村総合整備事業や農業集落排水事業などにより、昭和57年度に湯梨浜町、日吉津村で着手し、平成23年度までに18市町村で実施されている。
- (2) 鳥取県の汚水処理施設普及状況は、平成22年度末で90.7%となっており、全国平均の86.9%(岩手県、宮城県、福島県を除く)を上回っている。
- (3) 今後も、着実に普及率の向上を図って行く必要がある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7401

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「集落排水」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34537>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 10 水環境を守る肥料の低投入・低流出稲作技術の開発

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

10 水環境を守る肥料の低投入・低流出稲作技術の開発

施策

1 事業の目的

水稲作においてリン酸投入方法の改善および窒素・リンなどの富栄養化物質の流出低減技術を確立し、環境保全型農業の推進、水環境の向上および生産コストの低減を図る。

2 事業の内容

(1)リン酸投入量の低減化技術の確立

ア リン酸肥料の施用法の改善試験

リン酸資材の施用基準の見直しについて検討を実施。

イ 水質汚濁が少ないリン酸肥料の検討

熔りん等の水溶性リン酸が少ない緩効性リン酸肥料の施用効果を検討する。

(2)河川への排水量を減らす栽培法の確立

ア 節水代かき栽培導入時の圃場管理手法の確立

水田からの負荷量の40%以上を占める濁水の流出を減らすため代かきによる濁水を生じない無代かき栽培について検討する。

イ 既存の暗渠排水を利用した鳥取型地下灌漑システムの活用

水管理方式の変更(表面排水→地下暗渠排水)による負荷低減の検討を行う。

3 事業の現状及び課題

(1)県内の主な湖沼では富栄養化物質の窒素、リンが多く、特にリンは近年増加傾向にある。農業分野においても環境負荷低減努力が必要。

(2)昨年、リン酸肥料の価格高騰により、リン酸肥料の施用法改善は、生産コスト低減技術として生産現場から注目されている。

(3)水稲作では、①リン酸の過剰施用による障害は現れにくいことによるリン酸肥料の多投入②代かき水の落水による肥料流出等の改善が求められている。

連絡先

鳥取県農林総合研究所 農業試験場 環境研究室 電話0857-53-0721

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 11 旧岩美鉱山・旧太宝鉱山鉱害防止事業

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

11 旧岩美鉱山・旧太宝鉱山鉱害防止事業

施策

1 事業の目的

旧岩美鉱山、旧太宝鉱山の抗廃水処理等を実施し、鉱害を防止する。

2 事業の内容

- (1)旧岩美鉱山の抗廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理及び処理施設の維持管理に必要な事業を行う。
- (2)旧太宝鉱山の抗廃水処理を行う機関に対し補助を行う。

3 事業の現状及び課題

抗廃水処理後に発生する脱水殿物について、リサイクルの推進を図ることで、安定的な処理を進める必要がある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

水・大気環境課のwebサイトから
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 12 企業立地事業環境整備補助金

📍 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

12 企業立地事業環境整備補助金

施策

1 事業の目的

大規模投資における県内工業団地への企業立地促進、工業用水の利用促進を図るとともに工場排水に伴う周辺環境や農林水産業への影響を防止するため、県内の工業団地において新增設を行う企業に対し、排水処理施設の整備に係る経費の一部を補助する。

2 事業の内容

(適用対象)

企業立地等事業助成条例における補助基準を満たすとともに次表のいずれかの条件を満たした企業で、排水処理施設の整備に1億円以上の投資を行う企業

(補助要件)

		現行制度の概要	制度拡充の概要 (現行制度に次の要件を追加)				
環境整備補助金	補助要件 右のいずれか 次の要件をすべて満たす事業	企業立地補助事業認定	あらかじめ認定を受けた事業	同左			
		排水処理施設整備に係る経費	1億円以上	4億円超			
		工業団地の条件	県営工業団地に立地	同左			
		県営工業用水道の利用	1,000m ³ /日以上	2,000m ³ /日以上	3,000m ³ /日以上	4,000m ³ /日以上	
		(1) 県内経済の活性化に著しく寄与するもの	「鳥取県経済成長戦略」の「戦略的推進分野」に関連する事業	同左			
		(2) 投下固定資産額	30億円以上	40億円超	50億円超	60億円超	
	(3) 新規常用雇用者数	30人以上	40人以上	50人以上	60人以上		
補助金額	補助対象経費	排水処理施設の整備に要する経費	同左				
	補助率	2分の1	同左				
	補助金限度額	2億円	3億円	4億円	5億円		

(補助対象期間)
平成21年度～平成25年度

3 事業の現状及び課題

○上表のとおり、平成24年4月1日より、県営工業用水道の利用規模、設備投資及び雇用規模に応じて段階的に補助限度額を引き上げ、より一層の投資促進及び立地の拡大を図る。

連絡先

商工労働部 産業振興総室企業立地推進室 電話0857-26-7220

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99323>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 13 酸性雨調査事業

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

13 酸性雨調査事業

施策

1 事業の目的

酸性雨は、土壌や湖沼の酸性化を引き起こし、森林の衰退や水生生物の死滅等を引き起こすなど地球的規模で問題となっているため、県内の酸性雨の実態を把握し、被害の未然防止に資する。

2 事業の内容

- (1) 東アジア地域の経済発展に伴い、広域的な酸性雨の被害が懸念されている。
- (2) 県内でも降雨の酸性化が見られるが、明確な被害は確認されていない。

3 事業の現状及び課題

- (1) 酸性雨モニタリング
県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。
 - ・調査地点: 氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町)
- (2) 酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査
長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング調査を実施。(環境省委託事業)
 - ・調査地点: 大山地内
 - ・平成24年度調査内容: 樹木衰退度調査

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「水・大気環境課」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 14 土壌汚染防止対策事業

 [もどる](#)

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

14 土壌汚染防止対策事業

施策

1 事業の目的

特定有害物質による土壌汚染の状況を把握するための措置等を行い、土壌汚染対策を図ることにより、県民の健康を保護する。

2 事業の内容

- (1) 土壌調査に関する指導
- (2) 汚染している土地の管理に関する指導
- (3) 汚染土壌の適正処理に関する指導
- (4) 地下水質調査の実施

3 事業の現状及び課題

- (1) 土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない(平成23年度末現在)。
- (2) 土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の汚染土壌処理業の許可はない(平成23年度末現在)。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

水・大気環境課のwebサイトより
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → [平成24年度](#) → 15 持続可能な地下水利用検討事業

 [もどる](#)

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

15 持続可能な地下水利用検討事業

施策

1 事業の目的

持続可能な地下水利用のあり方を検討する。

2 事業の内容

(1) 制度検討

平成22年度中に共同研究で得られた知見を基に平成23年度に設置した「持続可能な地下水利用のあり方検討会」で、地下水利用に係る規制等の必要性やあり方を検討するとともに、地下水採取事業者、市町村等との意見交換を行い、あり方の方針を決定する。

平成24年9月議会には、「持続可能な地下水利用条例(仮称)」が提案できるよう準備を進める。

(2) 大山南西麓の継続監視調査

大山南西麓の観測機器(河川流量、降水量、地下水位、融雪水量)のデータは、2年分しかなく、気象条件の変化にどう変化するか十分な情報が得られていない。今後、現在の観測地点での継続監視をしていながら、必要に応じて地点の見直しをする。

(3) 鳥取平野の塩水化

今回の調査研究で、塩水化の現況と原因を推定できたが、今後の推移を継続監視する必要がある。また、地下水位の状況については、観測機関の協力を得ながらデータを収集する。

3 事業の現状及び課題

<鳥取平野>

○鳥取平野には、少なくとも3層の地下水が存在する。そのうち1層の不圧地下水は、長期的に水位変動がなく、良好な状況である。一方、2層ある被圧地下水は、平均海面の高さ以上にまで水位が回復している状況であり、現状では枯渇のおそれはない。

○鳥取平野の地盤沈下は沈静化しているが、平野の北東部で被圧地下水の塩水化が観測されている。これは、深部地下水の影響であると考えられるが、現在、塩分濃度の上昇は収まっている。

○持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握し、塩水化の推移について監視していく必要がある。

<大山南西麓>

○大山南西麓の表層は、火山性堆積物で覆われ、浸透性が高い。このため、雨や雪などの降水量の10～20パーセントが深層地下水に供給されている。

○年間降水量を2,300ミリメートルとすると概算で深層地下水の全量は、4,400万立方メートルあると推測され、豊富な水量がある。

○持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握する必要がある。また、灌漑用水の実態や河川流量を含めて常時監視していく必要がある。

連絡先

生活環境部水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4597>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 16 鳥取県内の地下水・湧水の水質とその形成・循環に関する研究

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

16 鳥取県内の地下水・湧水の水質とその形成・循環に関する研究

施策

1 事業の目的

豊富で良好な水質とされる鳥取県内の地下水・湧水について、水質を把握・評価するとともに、水循環と水質の形成過程に着目し、その年齢や涵養域、水質と周辺の自然環境(土壌・地質、植生)との関係に関する知見を得て情報提供し、鳥取県の地下水・湧水や周辺の自然環境の保全と、持続可能で賢明な利用に繋げる。

2 事業の内容

(1)地下水・湧水の年代や涵養域の推定(H22～23年度)

名水等県内の代表的な地下水・湧水の年齢(年代)や涵養域を推定し、これらがどこからどれだけの時間を経てやってきているのかを示し、涵養域の保全や地下水・湧水が「長い年月を経て得られる大切な資源」としての認識に繋げる。

ア 年齢(滞留時間)の推定

イ 涵養域の推定

(2)地下水・湧水の涵養域～湧出域にかけての自然環境(土壌・地質、植生)と水質との関係の把握(H22～24年度)

降水や河川水等の地表水が土壌・地質や植生に接触・浸透する過程や、地中での存在環境によって地下水・湧水の水質が形成されることに着目し、大山周辺地域の地下水・湧水(特に名水)の涵養域～湧出域にかけての土壌・地質、植生を把握し、水質との関係等を捉えて示し、周辺の自然環境、特に涵養域の保全に繋げる。

3 事業の現状及び課題

国・県により名水指定された県内9箇所の湧水の年齢(数年～30・40年)、及び大山周辺の5箇所の涵養域(方向・平均標高)が判った。

また、県西部地域を中心に代表的な地下水・湧水の水質調査(主要溶存イオン等)及び評価(タイプ分け、おいしさ指標等による評価)を実施した。

大山周辺の地下水・湧水の水質形成の一因として、広く堆積している過去の火山活動の噴出物中の鉱物の風化反応が考えられた。

今後は東部～中部の地下水・湧水の水質調査・評価するとともに、大山周辺を中心に、水質と周辺環境(地質・植生等)との関連性に言及する。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 17 ISO17025認定維持及び精度管理事業

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

17 ISO17025認定維持及び精度管理事業

施策

1 事業の目的

- (1) 試験検査の信頼性を向上させるため、平成18年3月に取得した試験所認定の国際標準規格である「ISO/IEC17025」の維持を継続し、行政検査における信頼性の向上を図る。
- (2) 県内に所在する検査機関の技術向上と検査結果の精度確保を図る。

2 事業の内容

- (1) ISO17025認定維持
平成18年3月に取得した試験所認定の国際規格ISO17025の維持を継続し、検査体制の維持及び検査精度の向上を図る。
- (2) 精度管理事業
県が行政検査を委託する民間の検査機関の技術レベルの確保と検査精度の向上を図る。

培ってきた技術、ノウハウ等を県内試験検査機関に還元し、県内試験検査機関の技術向上と検査結果の精度確保を図る。

3 事業の現状及び課題

平成17年度に認定を取得して以降、品質システムや体制等の見直しを改善を行い、また、研修や技能試験等を行いながら、検査精度の向上に努めている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144227>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 18 光触媒技術等を活用した畜舎脱臭及び汚水処理試験

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

18 光触媒技術等を活用した畜舎脱臭及び汚水処理試験

施策

1 事業の目的

畜舎から発生する悪臭の除去及び簡易汚水処理施設から排出される処理水中のCOD(化学的酸素要求量)、色度を低減させるため、光触媒等を活用した脱臭技術及び汚水処理技術を開発する。

2 事業の内容

(1) 畜舎脱臭

- ア 紫外線が効率的に当たり、臭気との接触面積が多くなるような光触媒の担持・配置方法の検討(実験室)
- イ 実規模の前段となる小型光触脱臭装置の製作と脱臭能力調査(現地)

(2) 汚水処理

- ア 紫外線が効率的に当たり、汚水との接触面積が多くなるような光触媒の担持・配置方法の検討(実験室)
- イ 現地実証試験(現地)

3 事業の現状及び課題

畜産経営から発生する悪臭及び汚水について、これまで生物膜を利用した簡易処理方法について研究を行い、県内において実地事例として普及している。

しかし、臭気においては脱臭能力の一層の高度化が要望されており、また、汚水においては除去されにくいCOD、色度の低減が課題となっている。

連絡先

農林水産部 農林総合研究所中小家畜試験場 電話0859-66-4121

参考URL

鳥取県農林総合研究所中小家畜試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43013>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 19 公害苦情相談窓口の設置

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

19 公害苦情相談窓口の設置

施策

1 事業の目的

身近な公害問題で県民が困ったときのため苦情相談窓口を設置し、相談の受付その処理にあたることで、安全・安心に暮らせる生活環境の実現に資する。

2 事業の内容

公害苦情相談窓口を設置し、苦情者から相談を受付、その処理にあたる(各市町村、東・中・西総合事務所生活環境局並びに日野総合事務所福祉保健局)

3 事業の現状及び課題

平成22年度 公害苦情相談件数 342件

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「苦情相談窓口の設置」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17889>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 20 公害紛争処理制度

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

20 公害紛争処理制度

施策

1 事業の目的

県内で発生した公害紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行い、その迅速かつ適正な解決を図る。

2 事業の内容

- (1) 公害審査委員候補者の委嘱
- (2) あっせん・調停・仲裁を行う公害審査会の設置

3 事業の現状及び課題

- (1) 公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法により設けられた、あっせん・調停・仲裁等を行うための制度であり、本県では、法律分野・公衆衛生医療分野・産業技術分野等の専門家からなる公害審査委員候補者を10名委嘱している。
- (2) 公害トラブルの対立が激しいときや公害を発生させている人がなかなか対策をとってくれない時の対応に当たり、申請に応じて、あっせん・調停・仲裁を行う公害審査会を設置し、公害紛争の解決を図っている。

連絡先

生活環境部環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「公害紛争処理制度」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17889>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 01 環境汚染化学物質対策事業

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-2 環境汚染化学物質の適正管理

01 環境汚染化学物質対策事業

施策

1 事業の目的

化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質(ダイオキシン類、環境ホルモン等)について実態を把握する。

また、ダイオキシン類発生源施設の適正管理指導等を行い、排出抑制対策等を進める。

2 事業の内容

(1)近年、身の回りで、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。

(2)特に、廃棄物焼却場等からのダイオキシン類による環境汚染問題を契機に、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されるなど、低濃度の化学物質による生態系への悪影響、いわゆる内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)が問題となっている。

3 事業の現状及び課題

(1)ダイオキシン類対策事業

○常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中のダイオキシン類濃度調査を実施。

・調査地点:大気4地点、水質・底質18地点、地下水8地点、土壌15地点

○特定施設の立入検査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設へ立ち入り、構造・管理状況等を確認・指導を行う。また、立入検査の一環として、排出ガス・排出水中のダイオキシン類濃度の測定を行い、排出基準の適否を確認・指導。

・検査件数:排出ガス16施設、排水2施設

(2)環境ホルモン濃度調査事業

内分泌かく乱作用が疑われる物質(環境ホルモン)について、県内の水域(河川・湖沼・海域)中の濃度調査を実施し、汚染実態を把握。

(3)化学物質環境実態調査事業

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、中海のスズキ中に含まれる農薬等について調査を実施。(環境省委託事業)

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

水・大気環境課webサイトより
「ダイオキシン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20423>

水・大気環境課webサイトより
「環境ホルモン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20426>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 02 化学物質管理促進事業

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-2 環境汚染化学物質の適正管理

02 化学物質管理促進事業

施策

1 事業の目的

県内で使用される化学物質の環境への排出量、移動量を把握し、とりまとめて公表(情報提供)することで、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し環境の保全を図る。

また、事業者・行政・県民等が、化学物質に関する情報を共有し、化学物質の環境リスクの削減を目指す。

2 事業の内容

(1)近年、身の回りでは、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。

(2)平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が制定され、特定化学物質を使用する一定の要件に該当する事業者は、毎年度、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して国へ届け出ることとされた。

※PRTR法施行令の一部を改正する法令が平成20年11月21日付けで公布され、届出対象物質等が変更された。(平成21年10月1日一部施行)

また、国は届け出られたデータの集計を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計及び集計を行い公表することとされている。

3 事業の現状及び課題

(1)届出書の受理

PRTR法による事業者からの届出書を受理し、国へ送付。

未届け事業者等に届出を促す等、県内の化学物質の使用実態の把握に努める。

(2)集計結果の公表

国が集計・公表したデータを活用して、県内のニーズに応じた集計・公表に努め、県民の化学物質に対する理解を促進。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

水・大気環境課webサイトより
「PRTR」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 01 環境影響評価制度

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-3 境影響評価の推進

01 環境影響評価制度

施策

1 事業の目的

環境影響評価制度は、大規模な開発事業について、事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、あらかじめ調査・予測・評価することにより、環境の悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築するための制度。
本制度の適正な実施を確保する「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき適正な運用を図る。

2 事業の内容

大規模開発事業の実施に伴い、事業者が行う「環境影響評価」に対し、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づき、適切な指導・助言の実施

(1) 鳥取県環境影響評価審査会の開催

- ・方法書、準備書、評価書に対する知事意見を述べる際、「鳥取県環境影響評価審査会」を開催し、専門家の意見を聴取
- ・方法書、準備書等の手続きについて、各2回鳥取県環境影響評価審査会の開催を予定

(2) 条例対象事業の審査・検討

3 事業の現状及び課題

現在、東部広域行政管理局が「可燃物処理施設整備事業(仮称)に係る環境影響評価方法書」に基づき、環境影響調査を実施し、調査結果の一時取りまとめ文書である「環境影響評価準備書」の手続きを開始するところ。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7876

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「環境影響評価に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17854>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 01 北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会参加事業

🔍 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

01 北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会参加事業

施策

1 事業の目的

平成19年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットで合意した「環境交流宣言」を実効あるものにするため、サミット参加地域(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、鳥取県)が連携し、地球環境の保全に貢献する。

●「環境交流宣言」の概要

- 1 環境問題は、サミット参加地域の持続的発展を考える上で極めて重要であるとともに、地球規模での対応が必要であることを認識し、各地域が連携して地球温暖化防止など環境問題の解決に率先して取り組んでいきます。
- 2 各地域が連携して、子どもたちの環境教育の一層の推進を図っていきます。
- 3 次の共通課題に対応するための協議組織を構成して情報交換や広報のあり方等について検討することとし、各地域はこれに積極的に参加するとともに、各国中央政府に対しても協力を呼びかけていきます。
 - ・砂漠化の防止及び黄砂による各種影響の軽減
 - ・ラムサール条約登録湿地等水域の環境保全と賢明利用
 - ・渡り鳥など広域的な生態系の保全
 - ・海洋生物資源の適切な保護、海の砂漠化の防止に向けた国際協力の強化

2 事業の内容

各地域の環境情報を共有し、共同して各種調査や研究に関するネットワークを構築する。

3 事業の現状及び課題

- ・平成22年5月、第15回地方政府サミットに併せて、第2回環境保護機関実務者協議会が開催され、各国の廃棄物・海洋ゴミに対する環境施策等について意見交換が行われた。またサミット共同宣言に淡水の保全、海洋ゴミ減少対策等の情報共有と共同で対処する施策への積極的な協力が盛り込まれた。
- ・平成23年度は、中国吉林省において、「水域の環境保全」をテーマに意見交換を行った。
- ・平成24年度は、4月に鳥取県において「砂漠化防止と黄砂問題に関すること」「生物多様性の保全に関すること」を主題発表テーマに協議をする予定である。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「国際的な連携」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 02 第8回鳥取県・江原道環境衛生学会

 [もどる](#)

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

02 第8回鳥取県・江原道環境衛生学会

施策

1 事業の目的

平成13年8月に締結した「鳥取県と江原道との環境分野における学術交流に関する覚書」に基づき、鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究所の研究員並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させる。

2 事業の内容

- 開催月:平成24年10月24日(水)
- 場所:韓国江原道保健環境研究院
- 参加者:約100名を予定
 - ・基調講演
 - ・調査研究発表

環境分野 鳥取県、江原道が1題ずつ
衛生分野 鳥取県、江原道が1題ずつ

- ・総合討論、学会まとめ
- ・意見交換会

3 事業の現状及び課題

平成13年に第1回の学会を開催し、これまでに計7回の学会を開催した。鳥取県と江原道で交互に開催し、学術交流を深めている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「鳥取県衛生環境研究所」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>